

令和5年5月10日

保護者様

千葉市立末広中学校
校長 榎原 英記

令和5年5月8日以降の出席停止等の措置について

新型コロナウイルス感染症が5月8日に5類感染症に移行することに伴い、千葉市教育委員会からの通知により、出席停止等の措置については以下の通りとなりますので、ご確認をお願いいたします。

5月8日（月）以降の出席停止等の措置について

(1) 「出席停止」となるもの

- ・児童生徒等の感染が判明した場合

※学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置を講じるほか、季節性インフルエンザ等と同様、新型コロナウイルス感染症に感染している疑いがある場合や、感染する恐れのある場合は、校長の判断により出席停止となります。

(2) 「出席停止等」とすることができるもの

- ・感染が不安で休ませたい場合に、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつてほかに手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断した場合

※合理的な理由の判断に当たっては、地域や学校における感染状況や、高齢者や基礎疾患のある者がいるなどの家庭・家族の状況を踏まえて判断します。

- ・医療的ケア児や基礎疾患児について、主治医の見解を保護者に確認の上、登校すべきでないと校長が判断した場合

< 5月8日以降「出席停止」とならない例 >

- ・同居家族が新型コロナウイルス感染症に感染したことで登校を控えた場合
 - ・児童生徒が発熱等の風症状で登校を控えた場合
 - ・同居家族等に発熱等の風邪の症状があるため登校を控えた場合
 - ・児童生徒や同居家族等がPCR検査を受ける際に結果が出るまでの間、登校を控えた場合
 - ・児童生徒が新型コロナワクチン接種及び接種後の副反応等で体調不良により登校できない場合
- ※同居家族が陽性となった場合でも、本人に体調不良がなければ、登校を控える必要はありません。

ご不明な点等ありましたら、教頭までご連絡ください。よろしくお願いいたします。

担当：教頭

電話：265-1818